平成２４年（フ）第９６２号
京都府八幡市欽明台西32番地３、住民票上の住所京都府八幡市八幡小松20番地の２　18棟1816号
債務者　村井　忠則
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大川　浩介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５６９号
京都府八幡市八幡山田78番地の25
債務者　髙戸　祐介
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片山　美紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９号
宮城県登米市米山町中津山字壇ノ前270番地１
債務者　池田　貞治
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第２６号
秋田県横手市大雄字八柏家間97番地
債務者　菅原　　守
１　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１４１号
北海道北斗市七重浜７丁目６番13号
債務者　大塚美紀子（旧姓百々）
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４２号
奈良県磯城郡田原本町大字八尾577番地の３
債務者　家本　武夫
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
奈良県橿原市出合町95番地の３
債務者　森下　繁春
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
奈良県橿原市土橋町271番地の１　山崎ハイツ101
債務者　岩倉真里子
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
奈良県香芝市狐井36番地１
債務者　東　　寿子
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
奈良県香芝市上中691番地２
債務者　岡本　辰榮
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
埼玉県三郷市彦成３丁目７番14―818号
債務者　ブロンモー　シュジト　クマロ
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
埼玉県草加市両新田西町136番地９　ファミールモリ№３―101号
債務者　ラハマト三千代
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
千葉市若葉区東寺山町1065番地11　グリーンカーネル205号
債務者　廣田　輝夫
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２０号
千葉市緑区あすみが丘４丁目39番地　ガーデンコート丘の街十一番館801号
債務者　白川　公一
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９０号
千葉県船橋市海神町２丁目８番地４　南海神団地５棟301号
債務者　野口エリカ
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９９号
千葉市中央区要町２番１号　ウオンズ東千葉301号
債務者　山川　良則
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２３号
千葉市緑区高田町401番地16　白雪会ほんだクラブ
債務者　小美野治子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係